地域再生法の一部を改正する法律案の概要

資料3

背景　「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年６月24日閣議決定）

○各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
○地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

＜本件に関する連絡先＞
内閣官房地域活性化統合事務局
（問い合わせ担当窓口）
TEL：03-5510-2475

地域再生計画の各段階での課題

これまで1,690件の認定
（現在475件実施中）

Ⅰ.地域再生計画の作成
・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
・総合コンサル支援の継続

Ⅱ.地域再生計画の認定
・各省の計画をワンストップで運用してほしい

Ⅲ.認定地方公共団体への支援
・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

Ⅳ.認定地方公共団体への支援
・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

改正の概要

1.計画の作成フェーズ

○国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設
（第４条の３）

○国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認
（第５条第11項～第14項）

2.計画の申請・認定フェーズ

○認定手続・提出手続のワンストップ化

・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効
（第17条の５～第17条の７）

✓ 中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法） → 中心市街地の賑わいを後押し

✓ 構造改革特別区域計画（構造改革特区法） → 構造改革特区の規制緩和を同時に実現

✓ 産業集積形成等基本計画（企業立地促進法） → 企業誘致とインフラ整備を一体で推進

・地域再生計画と一括提出を可能に
（第６条の２）

✓ 都市再生整備計画
✓ 地域公共交通網形成計画　等
→ コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策を一緒に企画・立案

3.計画の実施フェーズ

○内閣総理大臣による事務の調整・勧告
（第10条の２）

4.新たな特別の措置

○農林水産業の振興のために６次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等
（第17条の２～第17条の４）

（例）
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

予算・税制措置

法改正とは別途
地域再生を推進するための予算・税制について
要求・要望

（平成27年度概算要求）
（平成27年度税制改正要望）

5.その他の改正

・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示（第３条の２）
・独立行政法人中小企業基盤整備機構、㈱地域経済活性化支援機構との連携を明示（第３条の３）
・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣（第34・35条）
・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開（第36条）

地域再生制度の概要とこれまでの取組み

地域再生制度の概要

地域再生法の創設（H17.4）

地域経済活性化や雇用機会創出などを目的として、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組みに対して支援を行う仕組みを創設。

地域再生法のスキーム

- 都道府県・市町村 →（作成）→ 地域再生計画
- 国 →（認定）（支援）→ 地域再生計画
- 国 →（策定）→ 地域再生基本方針（計画・認定に関する基本的な事項）

主な支援措置
- ・地域再生基盤強化交付金
- ・地域再生支援利子補給金
- ・補助対象施設転用手続の特例
- ・各省の地域再生関係財政支援

地域再生法の活用状況

平成17年の制度創設以来、のべ1690計画を認定。このうち、現在475計画を実施中。

主に次の分野について活用。
- ・まちづくりや農林漁業に関する基盤整備
- ・既存施設の用途転用による施設整備
- ・地域資源等を活用した雇用創造　など

地域再生に関する最近の取組

地域活性化プラットフォーム（H25.12～）

地域の活性化を国の各省庁が連携協力して支援する取組である「地域活性化プラットフォーム」を立ち上げ。

地域活性化モデルケースの公募・選定・現地相談

関係閣僚会合の決定に基づき、地域活性化のモデルケースを公募。全国から135件の応募があり、5月29日の第3回会合において33件を選定。その後、モデルケースの具体化に向けて、関係する各省庁の課長級の職員が現地に出向き、地元が望む活性化のプランについて首長等と膝詰めでの議論を実施。

- 都道府県・市町村・民間団体 →（応募）→ 地域活性化モデルケース →（検討・実施）→ 地域活性化のベストプラクティス
- 閣僚会合 →（選定）→ 地域活性化モデルケース
- 関係各省 →（最大限支援）→ 地域活性化のベストプラクティス

今回の制度改善につながる具体の要望

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・各省所管の地域活性化関連の計画を各省バラバラではなくワンストップで運用できるようにしてほしい
- ・事業実施に当たっての各省との協議がまとまらないときに、どこかで総合的に調整してほしい

地域活性化モデルケースの具体例

（※1）地方公共団体から国に対する新たな支援措置等の提案例

北海道 下川町　高齢者集住化住宅、共同菜園、再生可能エネルギー、バイオマス等を内容とする提案が多数の省庁（農水省、厚労省、経産省、国交省、環境省）にまたがり、支援対象とならないものがあるなど、総合的・一体的な整備が実質上困難なため新たな支援措置が必要。

（※2）認定手続・提出手続のワンストップ化の例

熊本県 熊本市　コンパクトシティの形成、地域公共交通の再生、中心市街地活性化等といった複数の計画をワンストップ化。

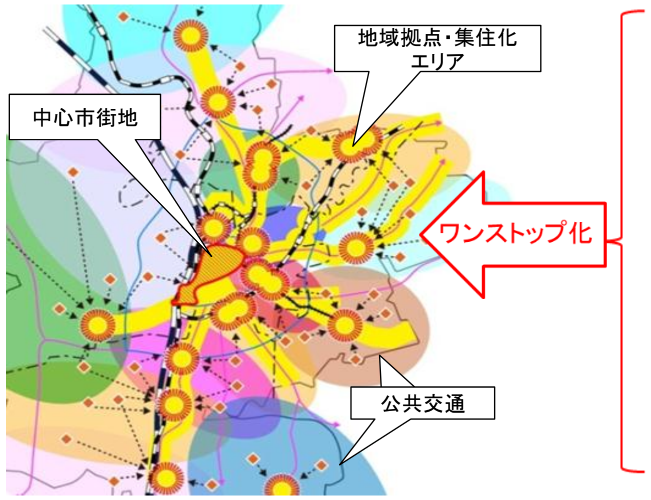

持続可能で創造的な多核連携都市

(1) コンパクトシティの形成
- ・中心市街地や地域拠点への都市機能集積を図る。
- ・利便性の高い公共交通軸沿線に居住促進を図る。

(2) 地域公共交通の再生
- ・中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ。
- ・地域拠点等における乗換拠点整備を交通事業者と共に進める。

(3) 中心市街地活性化
- ・熊本城の復元や市街地再開発事業等により交流拠点を整備する。
- ・公共交通による来街を促すと共に居心地よい空間を創出する。

など